

かめおか地域ブランド認定要綱

第1条（目的）

この要綱は、「アクティブかめおか推進会議」（以下「推進会議」という。）が、「かめおか地域ブランド戦略」として、亀岡に関わる優れた産品を「かめおか地域ブランド」として認定し、情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の取り組みを推進し、亀岡の知名度向上を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

第2条（定義）

この要綱において「認定」とは、亀岡で生産、製造された産品に対し、事業者等の申請に基づき、亀岡の資源と個性を生かした優れた産品として、一定の基準に適合する「かめおか地域ブランド」として認めることをいう。

第3条（認定委員会）

「かめおか地域ブランド」の認定に関し必要な事項を審議するため、推進会議に「かめおか地域ブランド認定委員会」（以下「認定委員会」という。）を置く。

2 認定委員会の組織その他必要な事項は、推進会議が別に定める。

第4条（認定基準）

「亀岡らしさ、亀岡のよさ、亀岡ならではの」といった魅力と個性を持った産品を「かめおか地域ブランド」として認定するための認定基準は、認定委員会が、別に定める。

第5条（認定の申請）

「かめおか地域ブランド」の認定を受けようとする事業者等は、産品等の生産、製造及び販売等に関する特徴等を別紙「応募審査表」に記載し、推進会議に提出する。

第6条（認定の審査・決定）

推進会議は、前条による申請を受けた産品について、認定委員会において認定基準に基づき審査するものとする。

2 前項により、申請を受けた産品等が認定基準に適合すると認めるときは、「かめおか地域ブランド」認定商品（以下「認定品」という。）として認定する。

3 推進会議は、前項の認定を行ったときは、認定品及び認定品の生産、製造及び販売者（以下「取扱者」という。）を公表するものとする。

第7条（認定の有効期間）

前条第2項に規定する認定の有効期間は、認定を受けた日から3か年とする。

第8条（認定の変更）

認定品の取扱者は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容を推進会議に届け出るものとする。

- (1) 認定品の名称、金額等を変更したとき
- (2) 認定品の取扱者の名称、代表者名若しくは住所等を変更したとき
- (3) 認定品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき

第9条（認定の取り消し）

推進会議は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定品が認定基準に適合しなくなったと認められるとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (3) 認定品の生産、製造若しくは販売を中止又は廃止したとき

2 推進会議は、前項の認定の取り消しを行ったときは、認定品及び認定品の取扱者を公表することができる。

第10条（認定の表示）

認定品の取扱者は、認定品の容器包装、啓発用品等に認定品であることを表示することができる。

第11条（共同事業への参加）

認定品の取扱者は、推進会議が行う地域ブランド戦略として行う共同販売の取り組みに参加できるものとする。

第12条（認定品の取扱者の責務）

認定品の取扱者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて、関係事業者等と連携し、積極的に「かめおか地域ブランド」のイメージ向上に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに推進会議に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

第13条（その他）

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、推進会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 8月10日から施行する。